

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
- 漁業法により区画漁業の免許について定めた件
- 漁業法により共同漁業の免許について定めた件二件

## 告 示

### 福島県告示第三百五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について平成二十五年五月九日次のとおり定めた。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種区画漁業	のり網及び式養殖業	一月一日から二月三十一日まで
同	わかめ張縄式養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで
第三種区画漁業	かき養殖業	一月一日から二月三十一日まで
同	あさり養殖業	同
  - (二) 漁場の位置  
相馬市尾浜地先  
漁場の区域
  - (三) 漁場の区域  
次の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と、基点第三五号と各点ヘ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域

五 一

- 基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱
- 基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱
- 基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱
- 点イ 基点第二九号から一四〇度三八分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点
- 点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三二メートルの点
- 点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点
- 点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点
- 点ヘ 基点第三五号から一〇七度三八分の線上、基点第三五号から一〇六・七メートルの点
- 五メートルの点
- 点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点ヘから一八九メートルの点
- 点ヒ 旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点
- 点ミ 松川浦漁港防波堤（囲堤）突端
- 点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点
- ① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ六直線と、松川浦漁港防波堤（囲堤）と点ミ及びシを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 点コ 基点第二九号から三三七度の線上、基点第二九号から一九〇メートルの点
- 点テ 点コから一七一度三八分の線上、点コから九五メートルの点
- 点ア 点テから一三八度〇八分の線上、点テから一〇〇メートルの点
- 点サ 点アから八〇度〇八分の線上、点アから一九〇メートルの点
- 点キ 点サから三二度〇八分の線上、点サから五五メートルの点
- 点ユ 点キから五一度三八分の線上、点キから一五メートルの点
- 点メ 点ユから二九度三八分の線上、点ユから三〇メートルの点
- 点メから松川浦漁港防波堤（囲堤）に沿って二一メートルの同防波堤（囲堤）突端
- 点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
- (一) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さ、四、五〇〇メートル以内とする。
- (二) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。
- (三) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
  - ア 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路
  - イ 松川港口から岩子に至る幅二〇メートルの航路
  - ウ 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅二〇メートルの航路
- (四) ③に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

- (五) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 地元地区  
相馬市尾浜
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
- 八 その他  
方位は、全て真方位による。

一 公示番号 区第二号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 漁業の時期  
一月一日から一月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

同 こんぶ張縄式養殖業 一月一日から一月三十一日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 同

同 あさり養殖業 同

(二) 漁場の位置

相馬市和田地先

(三) 漁場の区域

次の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱

点イ 基点第二九号から一四〇度三三分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点

点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三二メートルの点

点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点

点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点

三 免許の制限又は条件

(一) 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、七二〇メートル以内とする。

(二) 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。

(三) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

ア 松川港船溜外側から和田地先通称平前に至る幅二〇メートルの航路

イ 平前から和田地先通称平前に至る幅二〇メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅九メー

- トル以上の航路
- (四) (三)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
- (五) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 地元地区  
相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札の沢及び尾浜字札の沢
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
- 八 その他  
方位は、全て真方位による。

一 公示番号 区第三号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 漁業の時期  
一月一日から一月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

同 かき養殖業 一月一日から一月三十一日まで

第三種区画漁業 あさり養殖業 同

(二) 漁場の位置

相馬市岩子地先

(三) 漁場の区域

次の基点第三五号と、各点へ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点フ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第五号漁業権漁場の区域を除いた区域

基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱

基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱

点へ 基点第三五号から一〇七度三三分の線上、基点第三五号から一〇六・七メートルの点

点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点へから一八九メートルの点

点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点

点リ 点フから八八度一三分の線上、点フから一、一二〇メートルの点

点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点

点ル 相馬市磯部字長須庄司水門中央から北二〇五メートルの点

三 免許の制限又は条件

(一) 東溝中州棧橋より南九〇メートル(五十間)の位置を基点とし、その北面四・三ヘクタール(四町三反歩)を旧飯豊第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。

(二) 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。

(三) 清助島と烏森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によつて平等に行使すること。

(四) 前項の基線より以南の区域七・五ヘクタール(七町五反歩)は、次の区分によつて行使すること。

ア 旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、四・三ヘクタール(四町三反歩)とする。

イ 残余の三・二ヘクタール(三町二反歩)は、旧岩子漁業協同組合員が行使すること。

(五) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

ア 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅二〇メートルの航路

イ 文字島から大字新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路

ウ 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四・九メートルの航路

エ 地島東端付近から機械島西端、烏森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

オ 地島東端から中州東岸を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

(六) (五)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

(七) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 地元地区

相馬市岩子

七 漁業権の存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

八 その他

方位は、全て真方位による。

一 公示番号 区第四号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類

漁業の名称

漁業の時期

第一種区画漁業

のり網及び式養殖業

一月一日から二月三十一日まで

同

わかめ張縄式養殖業

一月一日から翌年四月三〇日まで

同

かき垂下式養殖業

一月一日から二月三十一日まで

同

かき養殖業

同

あさり養殖業

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

漁場の位置

相馬市新田及び柏崎地先

漁場の区域

次の基点第三一号と各点ト、チ、リ及びフを順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三一号から三五五度三五分の線上、基点第三一号から一、九一〇メートルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点

三 免許の制限又は条件

(一) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、七、二〇〇連以内とする。

ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

(二) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖数を減じなければならない。

(三) 区第三号と区第四号との境界線から南に三二五メートル、西岸沖出一四五メートルの総面積四・八ヘクタール(長谷地地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。

(四) 点リと点チから点フの方向一七〇メートルの点を結んだ線から南寄りに二〇メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側三ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合員のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。

(五) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

ア 新場前から新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路

イ 烏森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

ウ 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅一〇メートルの航路

(六) (五)に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

(七) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年九月一日

- 六 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで  
地元地区
- 七 相馬市新田、柏崎及び程田字大師前  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで
- 八 その他  
方位は、全て真方位による。

一 公示番号 区第五号  
二 免許の内容たるべき事項

- (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種区画漁業 のり網及び式養殖業 一月一日から二月三十一日まで  
同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで  
第三種区画漁業 かき養殖業 一月一日から二月三十一日まで  
同 あさり養殖業 同

(二) 漁場の位置  
相馬市岩子地先

漁場の区域  
次の基点第三二号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第三三号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ二〇直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第三二号 相馬市岩子字南萱崎一番地の標柱
- 基点第三三号 相馬市岩子字大工四一番地の標柱
- 点ワ 基点第三二号から九〇度の線上、基点第三二号から二四メートルの点
- 点カ 基点第三二号から六度五五分の線上、基点第三二号から四三〇メートルの点
- 点ヨ 基点第三二号から三四九度四五分の線上、基点第三二号から六〇〇メートルの点
- 点タ 基点第三三号から一三度五〇分の線上、基点第三三号から七一四メートルの点
- 点レ 基点第三三号から一二度三〇分の線上、基点第三三号から六一六メートルの点
- 点ソ 基点第三三号から〇度三五分の線上、基点第三三号から五六六メートルの点
- 点ツ 基点第三三号から三二九度四五分の線上、基点第三三号から四八四メートルの点
- 点ネ 基点第三三号から三二〇度〇五分の線上、基点第三三号から四五二メートルの点

- 点ナ 基点第三三号から三〇九度五〇分の線上、基点第三三号から三五四メートルの点
  - 点ラ 基点第三三号から二二一度三〇分の線上、基点第三三号から一八四メートルの点
  - 点ム 基点第三三号から一五九度一五分の線上、基点第三三号から一五六メートルの点
  - 点ウ 基点第三三号から二六五度五五分の線上、基点第三三号から一二六メートルの点
  - 点エ 基点第三三号から二三二度三五分の線上、基点第三三号から二八一メートルの点
  - 点ノ 基点第三三号から二〇六度一〇分の線上、基点第三三号から四八〇メートルの点
  - 点オ 基点第三三号から一九〇度一〇分の線上、基点第三三号から四二二メートルの点
  - 点ク 基点第三三号から一五六度三〇分の線上、基点第三三号から二〇八メートルの点
  - 点ヤ 基点第三三号から二三二度五〇分の線上、基点第三三号から二四二メートルの点
  - 点マ 基点第三三号から一五五度一五分の線上、基点第三三号から四八六メートルの点
  - 点ケ 基点第三三号から一四七度一五分の線上、基点第三三号から五二二メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
- (一) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
    - ア 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四メートル以上の航路
    - イ 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路
  - (二) 一に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
  - (三) 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 地元地区  
相馬市尾浜及び岩子
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

八 その他  
方位は、全て真方位による。

一 公示番号 区第六号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり網及び式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

同 かき垂下式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 同

同 あさり養殖業 同

(二) 漁場の位置

相馬市磯部地先

(三) 漁場の区域

次の基点第三一号と各点ト、チ、リ、ヌ及びブルを順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三一号から三五五度三五分の線上、基点第三一号から一、九一〇メートルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点

点ル 相馬市磯部字長須庄司水門中央から北二〇五メートルの点

三 免許の制限又は条件

(一) 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、一三、〇〇〇連以内とする。

ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

(二) 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのり養殖数を減じなければならない。

(三) この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(四) 松川港口から通称束溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

(五) 三に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議の上、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

四 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

五 免許予定日

平成二十五年九月一日

免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 地元地区  
相馬市磯部

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

八 その他  
方位は、全て真方位による。

(水産課)

福島県告示第三百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、共同漁業の免許について平成二十五年五月九日次のとおり定めた。

平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公示番号 共第一号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 うに漁業 同

同 かき漁業 同

同 かがい漁業 同

同 こたまがい漁業 同

同 ほつき漁業 同

同 わかめ漁業 同

同 あらめ漁業 同

同 のり漁業 同

同 ひじき漁業 同

同 まつも漁業 同

同 えむし漁業 同

同 こんぶ漁業 同

同 漁場の位置

いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先

(二) 漁場の区域

次の基点第一号と、各点い、は、へ及び基点第三号の各点を順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱

点い 基点第一号から七九度三〇分の線上、基点第一号から一、〇〇〇メートルの点

点は 点いから一三度四七分二四秒の線上、点いから二、二七〇メートルの点

基点第三号 北緯三六度五四分五〇秒、東経一四〇度四九分三一秒の標柱（いわ

き市小浜竜宮岬西端の標柱）

点へ 基点第三号から一五九度二〇分の線上、基点第三号から二、四〇〇メー

トルの点

三 免許の制限又は条件

なし

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区

いわき市勿来町及び錦町

七 漁業権の存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

八 その他

緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第二号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第二種共同漁業 磯魚さし網漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 底魚さし網漁業 同

同 雑魚さし網漁業 同

同 かにさし網漁業 同

同 同 同

漁場の位置 いわき市勿来町関田、勿来町九面、錦町及び岩間町字岩下地先

漁場の区域

(三) 次の基点第一号と、各点ろ、に及び基点第三号の各点を順次に結んだ三直線と、

最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第一号 福島県、茨城県境鵜の子岬の標柱

点ろ 基点第一号から七九度三〇分の線上、基点第一号から四、五〇〇メー

トルの点

基点第三号 北緯三六度五四分五〇秒、東経一四〇度四九分三一秒の標柱（いわ

き市小浜竜宮岬西端の標柱）

点に 基点第三号から一五九度二〇分の線上、基点第三号から四、四〇〇メー

トルの点

三 免許の制限又は条件

なし

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区

いわき市勿来町及び錦町

七 漁業権の存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

八 その他

緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第三号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 うに漁業 同

同 かき漁業 同

同 いがい漁業 同

同 わかめ漁業 同

同 あらめ漁業 同

同 のり漁業 同

同 ひじき漁業 同

同 まつも漁業 同

同 えむし漁業 同

同 こんぶ漁業 同

同 同 同

漁場の位置 いわき市小浜町地先

漁場の区域

(三) 次の基点第三号と、各点へ、ち、り及び基点第四号の各点を順次に結んだ四直線

と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三号 北緯三六度五四分五〇秒、東経一四〇度四九分三一秒の標柱（いわ

き市小浜竜宮岬西端の標柱）

基点第四号 北緯三六度五五分〇秒、東経一四〇度五一分〇秒（いわき市鶴ヶ崎

（旧植田町、旧泉町境）

点へ 基点第三号から一五九度二〇分の線上、基点第三号から二、四〇〇メー

トルの点

点り 基点第四号から一四五度三〇分の線上、基点第四号から六〇〇メートル

の点（傘磯）

三 免許の制限又は条件  
なし  
点ち 点りから一四六度三〇分の線上、点りから一、二〇〇メートルの点

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日  
免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで  
関係地区  
いわき市小浜町  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

六 関係地区  
いわき市小浜町  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第四号  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第二種共同漁業 磯魚さし網漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 底魚さし網漁業 同  
同 雑魚さし網漁業 同  
同 かにさし網漁業 同  
同 えびさし網漁業 同

(二) 漁場の位置  
いわき市小浜町地先  
漁場の区域

(三) 漁場の区域  
次の基点第三号と、各点に、と、り及び基点第四号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三号 北緯三六度五四分五〇秒、東経一四〇度四九分三一秒の標柱（いわき市小浜竜宮岬西端の標柱）  
基点第四号 北緯三六度五五分〇秒、東経一四〇度五一分〇秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））

点に 基点第三号から一五九度二〇分の線上、基点第三号から四、四〇〇メートルの点  
点り 基点第四号から一四五度三〇分の線上、基点第四号から六〇〇メートルの点（傘磯）

点と 点りから一四六度三〇分の線上、点りから二、七〇〇メートルの点  
免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日  
免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで  
関係地区  
いわき市小浜町  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

六 関係地区  
いわき市小浜町  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで  
その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第五号  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで

同 うに漁業 同  
同 かき漁業 同  
同 かがい漁業 同  
同 わかめ漁業 同  
同 あらめ漁業 同  
同 のり漁業 同  
同 ひじき漁業 同  
同 まつも漁業 同  
同 えむし漁業 同  
同 こんぶ漁業 同

(二) 漁場の位置  
いわき市泉町下川地先  
漁場の区域

(三) 漁場の区域  
次の基点第四号と各点り、ち、二、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びクを順次に結んだ一〇直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第四号 北緯三六度五五分〇秒、東経一四〇度五一分〇秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））

点り 基点第四号から一四五度三〇分の線上、基点第四号から六〇〇メートルの点  
点の点（傘磯）

点ち 点りから一四六度三〇分の線上、点りから一、二〇〇メートルの点  
点ナ 点ナから一三三度の線上、点ナから九八〇メートルの点  
点ト 点トから二二三度の線上、点トから一〇〇〇メートルの点

点ト いわき市泉町地内八崎突端

- 点イ 点ウから二一〇度の線上、点ウから七四メートルの点
  - 点ウ 点エから三〇〇度の線上、点エから一〇メートルの点
  - 点エ 点オから二一〇度の線上、点オから一四メートルの点
  - 点オ 点カから二一〇度の線上、点カから一〇メートルの点
  - 点カ 点キから二一〇度の線上、点キから一八〇メートルの点
  - 点キ 点ナから一三三度の線上、点ナから七五メートルの点
  - 点ク 点イから一三三度の線上、点イから一、三七七・一メートルの点
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
いわき市小名浜及び泉町
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 一 公示番号 共第六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業の種類、名称及び時期
- |         |         |                |
|---------|---------|----------------|
| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業の時期          |
| 第二種共同漁業 | 磯魚さし網漁業 | 一月一日から二月三十一日まで |
| 同       | 底魚さし網漁業 | 同              |
| 同       | 雑魚さし網漁業 | 同              |
| 同       | かにさし網漁業 | 同              |
- (二) 漁場の位置  
いわき市泉町下川地先
- (三) 漁場の区域  
次の基点第四号と各点り、と、ヌ、キ、カ、オ、エ、ウ、イ及びヒクを順次に結んだ一〇直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第四号 北緯三六度五五分〇秒、東経一四〇度五一分〇秒（いわき市鶴ヶ崎（旧植田町、旧泉町境））
- 点り 基点第四号から一四五度三〇分の線上、基点第四号から六〇〇メートルの点（傘磯）
- 点イ 点ウから二一〇度の線上、点ウから七四メートルの点
- 点ウ 点エから三〇〇度の線上、点エから一〇メートルの点

- 点エ 点オから二一〇度の線上、点オから一四メートルの点
  - 点オ 点カから二一〇度の線上、点カから一〇メートルの点
  - 点カ 点キから二一〇度の線上、点キから一八〇メートルの点
  - 点キ 点ナから一三三度の線上、点ナから七五メートルの点
  - 点ナ 点トから二二三度の線上、点トから一〇〇メートルの点
  - 点ト いわき市泉町地内八崎突端
  - 点ク 点イから一三三度の線上、点イから一、三七七・一メートルの点
  - 点ト 点りから一四六度三〇分の線上、点りから二、七〇〇メートルの点
  - 点ヌ 点ナから一三三度の線上、点ナから二、四〇〇メートルの点
- 三 免許の制限又は条件  
漁具を固定して行う漁業は、船舶の航行、公益を勘案して操業しなければならない。
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
いわき市小名浜及び泉町
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 一 公示番号 共第七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業の種類、名称及び時期
- |         |         |                |
|---------|---------|----------------|
| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業の時期          |
| 第一種共同漁業 | あわび漁業   | 一月一日から二月三十一日まで |
| 同       | うに漁業    | 同              |
| 同       | かき漁業    | 同              |
| 同       | いがい漁業   | 同              |
| 同       | わかめ漁業   | 同              |
| 同       | あらめ漁業   | 同              |
| 同       | のり漁業    | 同              |
| 同       | ひじき漁業   | 同              |
| 同       | まつも漁業   | 同              |
| 同       | えむし漁業   | 同              |
| 同       | こんぶ漁業   | 同              |
| 同       | 磯魚さし網漁業 | 同              |
| 同       | 底魚さし網漁業 | 同              |





八	その他	第一種共同漁業	あわび漁業 うに漁業 かき漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 ほつき漁業 わかめ漁業 あらめ漁業 のり漁業 ひじき漁業 まつも漁業 えむし漁業 こんぶ漁業	一月一日から二月三十一日まで
七	漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	同	同	同
六	関係地区 いわき市平豊間及び平薄磯	同	同	同
五	免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで	同	同	同
四	免許予定日 平成二十五年九月一日	同	同	同
三	免許の制限又は条件 なし	同	同	同
二	点お 基点第九号から九五度の線上、基点第九号から一、五〇〇メートルの点 基点第十号 北緯三七度〇分二七秒、東経一四〇度五八分四四秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 点か 基点第十号から九五度の線上、基点第十号から一、五〇〇メートルの点 基点第九号 北緯三六度五九分四二秒、東経一四〇度五八分五五秒（いわき市平豊間塩屋埼灯台）	同	同	同
一	点お 基点第九号と、各点る、わ、よ及び基点第十号を順次に結んだ四直線と、最高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第八号 北緯三六度五八分二三秒、東経一四〇度五八分一秒（いわき市江名、同市平豊間境） 点る 基点第八号から一三一度四五分の線上、基点第八号から三、〇〇〇メートルの点 トルの点	同	同	同

八	その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
七	漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで	一 公示番号 共第十号 二 免許の内容たるべき事項
六	関係地区 いわき市平豊間及び平薄磯	（一） 漁業の種類、名称及び時期 漁業の種類 漁業の名称 第二種共同漁業 かにさし網漁業 一月一日から二月三十一日まで
五	免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで	（二） 漁場の位置 いわき市平豊間及び平薄磯地先 漁場の区域
四	免許予定日 平成二十五年九月一日	（三） 漁場の区域 次の基点第八号と、各点る、お、か及び基点第十号を順次に結んだ四直線と、最高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第八号 北緯三六度五八分二三秒、東経一四〇度五八分一秒（いわき市江名、同市平豊間境） 点る 基点第八号から一三一度四五分の線上、基点第八号から三、〇〇〇メートルの点 トルの点
三	免許の制限又は条件 なし	点お 基点第九号から九五度の線上、基点第九号から四、〇〇〇メートルの点 基点第十号 北緯三七度〇分二七秒、東経一四〇度五八分四四秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境） 点か 基点第十号から九五度の線上、基点第十号から三、〇〇〇メートルの点 基点第九号 北緯三六度五九分四二秒、東経一四〇度五八分五五秒（いわき市平豊間塩屋埼灯台）
二	公示番号 共第十一号	
一	免許の内容たるべき事項 漁業の種類、名称及び時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期	

第一種共同漁業	あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	うに漁業	同
同	かき漁業	同
同	いがい漁業	同
同	こたまがい漁業	同
同	ほつき漁業	同
同	わかめ漁業	同
同	あらめ漁業	同
同	のり漁業	同
同	ひじき漁業	同
同	まつも漁業	同
同	えむし漁業	同
同	こんぶ漁業	同
同	同	同
(二)	漁場の位置	
同	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	
(三)	漁場の区域	
同	次の基点第十号と、各点よ、れ及び基点第二一号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
同	基点第十号 北緯三七度〇分二七秒、東経一四〇度五八分四四秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境）	
同	点よ 基点第十号から九五度の線上、基点第十号から一、五〇〇メートルの点	
同	基点第一一号 北緯三七度三分二四秒、東経一四〇度五八分二二秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境））	
同	点れ 基点第一一号から一〇五度の線上、基点第一一号から一、五〇〇メートルの点	
同	免許の制限又は条件なし	
四	免許予定日	平成二十五年九月一日
五	免許の申請期間	平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
六	関係地区	いわき市平沼ノ内及び平神谷作
七	漁業権の存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
八	その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
一	公示番号	共第十二号

二	免許の内容たるべき事項	
(一)	漁業の種類、名称及び時期	
同	漁業の種類 漁業の名称	漁業の時期
同	第二種共同漁業 磯魚さし網漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	同 底魚さし網漁業	同
同	同 雑魚さし網漁業	同
同	同 かにさし網漁業	同
(二)	漁場の位置	
同	いわき市平沼ノ内、平下高久、平藤間及び平下大越地先	
(三)	漁場の区域	
同	次の基点第十号と、各点か、た及び基点第二一号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
同	基点第十号 北緯三七度〇分二七秒、東経一四〇度五八分四四秒（いわき市平薄磯、同市平沼ノ内境）	
同	基点第一一号 北緯三七度三分二四秒、東経一四〇度五八分二二秒（夏井川磐城舞子橋中央点（旧夏井村、旧草野村境））	
同	点か 基点第十号から九五度の線上、基点第十号から三、〇〇〇メートルの点	
同	点た 基点第一一号から一〇五度の線上、基点第一一号から三、〇〇〇メートルの点	
同	免許の制限又は条件なし	
三	免許予定日	平成二十五年九月一日
四	免許の申請期間	平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
五	関係地区	いわき市平沼ノ内及び平神谷作
六	漁業権の存続期間	平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
七	その他	緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
八	公示番号	共第十三号
二	免許の内容たるべき事項	
(一)	漁業の種類、名称及び時期	
同	漁業の種類 漁業の名称	漁業の時期
同	第一種共同漁業 あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	同 うに漁業	同
同	同 かき漁業	同



三 免許の制限又は条件  
なし

(二) 漁場の位置

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

(三) 漁場の区域

次の基点第一二号と、各点つ、ね及び基点第一五号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から各点へ、ト、チ、リ、ヌを順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに各点ル、オ、ワ及び基点第一五号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第一二号 北緯三七度六分四九秒、東経一四〇度五九分五七秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）

基点第一五号 北緯三七度一八分五九秒、東経一四一度一分三三秒（双葉郡富岡町、同郡榎葉町境）

点つ 基点第一二号から九四度三〇分の線上、基点第一二号から二、〇〇〇メートルの点

点ね トルの点

点ね 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から二、〇〇〇メートルの点

点へ 北緯三七度一三分三〇秒、東経一四一度〇分四二秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原七三番一の標柱）

点ト 点へから九〇度の線上、点へから一、五五〇メートルの点

点チ 点りから一八〇度の線上、点りから四〇〇メートルの点

点リ 点ヌから九〇度の線上、点ヌから二、三五〇メートルの点

点ヌ 北緯三七度一四分四〇秒、東経一四一度〇分四五秒の標柱（双葉郡榎葉町大字山田岡字シウ神山二番二の標柱）

点ル 北緯三七度一七分五六秒、東経一四一度一分二五秒の標柱（双葉郡榎葉町大字波倉字原七七番地の標柱）

点オ 点ルから九〇度の線上、点ルから一、六五〇メートルの点

点ワ 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から一、六〇〇メートルの点

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡榎葉町

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第十六号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第二種共同漁業	磯魚さし網漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	底魚さし網漁業	同
同	雑魚さし網漁業	同
同	かにさし網漁業	同

(二) 漁場の位置

いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡榎葉町地先

(三) 漁場の区域

次の基点第一二号と、各点そ、な及び基点第一五号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から各点へ、ト、チ、リ、ヌを順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに各点ル、オ、ワ及び基点第一五号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第一二号 北緯三七度六分四九秒、東経一四〇度五九分五七秒（いわき市四倉町、同市久之浜町境）

基点第一五号 北緯三七度一八分五九秒、東経一四一度一分三三秒（双葉郡富岡町、同郡榎葉町境）

点そ 基点第一二号から九四度三〇分の線上、基点第一二号から五、〇〇〇メートルの点

点な トルの点

点な 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から六、一六〇メートルの点

点へ 北緯三七度一三分三〇秒、東経一四一度〇分四二秒の標柱（双葉郡広野町大字下北迫字東原七三番一の標柱）

点ト 点へから九〇度の線上、点へから一、五五〇メートルの点

点チ 点りから一八〇度の線上、点りから四〇〇メートルの点

- 三 免許の制限又は条件
  - なし
  - 免許予定日
    - 平成二十五年九月一日
  - 免許の申請期間
    - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
  - 関係地区
    - いわき市久之浜町、双葉郡広野町及び同郡楢葉町
  - 漁業権の存続期間
    - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
  - その他
    - 緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 二 公示番号 共第十七号
  - 免許の内容たるべき事項
    - 漁業の種類、名称及び時期
      - (一) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで
      - 同 うに漁業 同
      - 同 こたまがい漁業 同
      - 同 ほつき漁業 同
      - 同 わかめ漁業 同
      - 同 あらめ漁業 同
      - 同 こんぶ漁業 同
    - 漁場の位置
      - 同 同
    - 漁場の区域
      - 同 同
  - 漁場の位置
    - 同 同
  - 漁場の区域
    - 同 同
- (三) 漁場の区域
  - 次の基点第一五号と、各点ね、ら及び基点第一六号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第一六号と、各点ハ、ロ、イを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに基点第一五号及び各点ワ、カ、ヨを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲

- 三 免許の制限又は条件
  - なし
  - 免許予定日
    - 平成二十五年九月一日
  - 免許の申請期間
    - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
  - 関係地区
    - 双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢
  - 漁業権の存続期間
    - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
  - その他
    - 緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 二 公示番号 共第十八号
  - 免許の内容たるべき事項
    - 漁業の種類、名称及び時期
      - (一) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第二種共同漁業 磯魚さし網漁業 一月一日から二月三十一日まで
      - 同 底魚さし網漁業 同
      - 同 雑魚さし網漁業 同
- またれた区域を除いた区域
  - 基点第一五号 北緯三七度一八分五九秒、東経一四一度一分三三秒(双葉郡富岡町、同郡楢葉町境)
  - 基点第一六号 北緯三七度二五分三七秒、東経一四一度二分一秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱)
  - 点ね 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から二、〇〇〇メートルの点
  - 点ら 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から二、〇〇〇メートルの点
  - 点イ 北緯三七度二四分三七秒、東経一四一度二分〇秒の標柱(双葉郡大熊町大字夫沢字北原九五番地の標柱)
  - 点ロ 点イから九〇度の線上、点イから一、五〇〇メートルの点
  - 点ハ 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から一、五〇〇メートルの点
  - 点ワ 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から一、六〇〇メートルの点
  - 点カ 点ヨから九〇度の線上、点ヨから一、六五〇メートルの点
  - 点ヨ 北緯三七度一九分四三秒、東経一四一度一分三三秒の標柱(双葉郡富岡町大字毛萱字北畑三三番地の標柱)

同 かにさし網漁業 同

(二) 漁場の位置  
双葉郡富岡町及び同郡大熊町地先  
漁場の区域

(三) 次の基点第一五号と、各点な、む及び基点第一六号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第一六号と、各点ハ、ロ、イを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、並びに基点第一五号及び各点ワ、カ、ヨを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第一五号 北緯三七度一八分五九秒、東経一四一度一分三三秒(双葉郡富岡町、同郡檜葉町境)

基点第一六号 北緯三七度二五分三七秒、東経一四一度二分一秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱)

点な 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から六、一六〇メートルの点

点む 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から七、四〇〇メートルの点

点い 北緯三七度二四分三七秒、東経一四一度二分〇秒の標柱(双葉郡大熊町大字夫沢字北原九五番地の標柱)

点ロ 点イから九〇度の線上、点イから一、五〇〇メートルの点

点ハ 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から一、五〇〇メートルの点

点ワ 基点第一五号から九〇度の線上、基点第一五号から一、六〇〇メートルの点

点カ 点ヨから九〇度の線上、点ヨから一、六五〇メートルの点

点ヨ 北緯三七度一九分四三秒、東経一四一度一分三三秒の標柱(双葉郡富岡町大字毛萱字北畑三三番地の標柱)

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
関係地区

七 漁業権の存続期間  
双葉郡富岡町並びに同郡大熊町大字熊、大字小良浜、大字熊川及び大字小入野沢  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

八 その他

緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第十九号

二 免許の内容たるべき事項  
漁業の種類、名称及び時期

(一) 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで  
うに漁業 同  
こたまがい漁業 同  
ほつき漁業 同  
わかめ漁業 同  
あらめ漁業 同  
こんぶ漁業 同

同 漁場の位置  
同 双葉郡浪江町、同郡双葉町及び南相馬市小高区地先  
同 漁場の区域

(二) 次の基点第一六号と、各点ら、う、お及び基点第一八号を順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第一六号と、各点ハ、ニ、ホを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第一六号 北緯三七度二五分三七秒、東経一四一度二分一秒の標柱(双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱)

基点第一七号 北緯三七度三〇分四九秒、東経一四一度二分三秒の標柱(南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱)

基点第一八号 北緯三七度三四分三〇秒、東経一四一度一分三三秒の標柱(南相馬市小高区、同市原町区境の標柱)

点ら 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から二、〇〇〇メートルの点

点う 基点第一七号から九〇度の線上、基点第一七号から二、五〇〇メートルの点

点お 基点第一八号から九〇度の線上、基点第一八号から二、五〇〇メートルの点

点ハ 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から一、五〇〇メートルの点

点ニ 点ホから九〇度の線上、点ホから一、五〇〇メートルの点

点ホ 北緯三七度二六分二八秒、東経一四一度二分六秒の標柱(双葉郡双葉町大字郡山字大原山六三番地の標柱)

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塩及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塚並びに南相馬市小高区浦尻、塚原、村上及び角部内
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 一 公示番号 共第二十号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第二種共同漁業 磯魚さし網漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 底魚さし網漁業 同  
同 雑魚さし網漁業 同  
同 かにさし網漁業 同
  - (二) 漁場の位置  
双葉郡浪江町及び同郡双葉町地先
  - (三) 漁場の区域  
次の基点第一六号と、各点の、む及び基点第一七号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、基点第一六号と、各点ハ、ニ、ホを順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域  
基点第一六号 北緯三七度二分三十七秒、東経一四一度二分一秒の標柱（双葉郡双葉町、同郡大熊町境の標柱）  
基点第一七号 北緯三七度三〇分四九秒、東経一四一度二分三秒の標柱（南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱）  
点む 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から七、四〇〇メートルの点  
点の 基点第一七号から九〇度の線上、基点第一七号から九、〇〇〇メートルの点  
点ハ 基点第一六号から九〇度の線上、基点第一六号から一、五〇〇メートルの点  
点ニ 点ホから九〇度の線上、点ホから一、五〇〇メートルの点  
点ホ 北緯三七度二分二八秒、東経一四一度二分六秒の標柱（双葉郡双葉町大字郡山字大原山六三番地の標柱）
- 三 免許の制限又は条件  
なし

- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
双葉郡浪江町大字請戸、大字中浜、大字棚塩及び大字幾世橋並びに同郡双葉町大字長塚並びに南相馬市小高区浦尻、塚原、村上及び角部内
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 一 公示番号 共第二十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 うに漁業 同  
同 こたまがい漁業 同  
同 ほつき漁業 同  
同 わかめ漁業 同  
同 あらめ漁業 同  
同 こんぶ漁業 同
  - (二) 漁場の位置  
南相馬市原町区及び同市鹿島区地先
  - (三) 漁場の区域  
次の基点第一八号と各点お、く、や、ま及び基点第二一号を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から、各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトを順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域  
基点第一八号 北緯三七度三四分三〇秒、東経一四一度一分三二秒の標柱（南相馬市小高区、同市原町区境の標柱）  
基点第二一号 北緯三七度四三分一九秒、東経一四一度〇分四〇秒の標柱（相馬市、南相馬市境の標柱）  
点お 基点第一八号から九〇度の線上、基点第一八号から二、五〇〇メートルの点  
点く 点おから三四度四八分三一秒の線上、点おから七、〇三一メートルの点



- 点や 基点第二〇号から九〇度の線上、基点第二〇号から二、〇〇〇メートルの点
- (基点第二〇号 北緯三七度四〇分一五秒、東経一四一度〇分五二秒の標柱(南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱))
- 点ま 基点第二一号から九〇度の線上、基点第二一号から二、五〇〇メートルの点
- 点イ 基点第二〇号から三五九度五五分〇二秒の線上、基点第二〇号から四一七メートルの点
- 点ロ 点イから七六度二八分三七秒の線上、点イから一、六九三メートルの点
- 点ハ 点ロから一三八度五八分三七秒の線上、点ロから五七五メートルの点
- 点ニ 点ハから一八三度二七分〇九秒の線上、点ハから三八〇メートルの点
- 点ホ 点ニから一六六度五八分二六秒の線上、点ニから一、一四メートルの点
- 点ヘ 点ホから三一三度二八分三七秒の線上、点ホから二二三メートルの点
- 点ト 点ヘから二五六度二八分三七秒の線上、点ヘから一、七四二メートルの点
- 三 免許の制限又は条件  
角網漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行及び他種漁業との摩擦を勘案して設置することとし、南相馬市原町区萱浜又は同市同区零地先一カ統、同市鹿島区鳥地先一カ統、同市同区右田地先一カ統、同市同区海老地先二カ統とする。
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
南相馬市原町区及び同市鹿島区
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。
- 一 公示番号 共第二十二号
- 二 免許の内容たるべき事項  
(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第一種共同漁業 あわび漁業 一月一日から二月三二日まで  
同 同 うに漁業 同  
同 同 こたまがい漁業 同  
同 同 ほつき漁業 同

- 同 わかめ漁業
- 同 あらめ漁業
- 同 こんぶ漁業
- 同 同
- (三) (二)  
相馬市磯部及び蒲庭地先  
漁場の区域  
同 同
- 次の基点第二一号と、各点ま、け及び基点第二三三号を順次に結んだ三直線と、最高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域
- 基点第二一号 北緯三七度四三分一九秒、東経一四一度〇分四〇秒の標柱(相馬市、南相馬市境の標柱)
- 基点第二三三号 北緯三七度四七分二三秒、東経一四〇度五九分一〇秒の標柱(相馬市旧磯部村と、旧中村町との境から南の貝殻山の標柱)
- 点ま 基点第二一号から九〇度の線上、基点第二二号から二、五〇〇メートルの点
- 点け 基点第二三三号から九〇度の線上、基点第二三三号から四、五〇〇メートルの点
- ① 次の各点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ四直線とによって囲まれた水面
- 基点第二二号 北緯三七度四六分一秒、東経一四〇度五九分二八秒の標柱(相馬市磯部字大浜四五の標柱)
- 点イ 基点第二二号から九〇度の線上、基点第二二号から三〇〇メートルの点
- 点ロ 基点第二二号から九〇度の線上、基点第二二号から一、三〇〇メートルの点
- 点ハ 基点第二二号から五二度の線上、基点第二二号から一、七五〇メートルの点
- 点ニ 基点第二二号から一九度の線上、基点第二二号から一、一〇〇メートルの点
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
相馬市磯部及び蒲庭
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

- 一 公示番号 共第二十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	うに漁業	同
同	こたまがい漁業	同
同	ほつき漁業	同
同	わかめ漁業	同
同	あらめ漁業	同
同	こんぶ漁業	同
  - (二) 漁場の位置
 

相馬市磯部地先	同
---------	---
  - (三) 漁場の区域
 

次の基点第二三号と、各点け、ふ及び基点第二四号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第二三号 北緯三七度四七分二三秒、東経一四〇度五九分一〇秒の標柱（相馬市旧磯部村と、旧中村町との境から南の貝殻山の標柱）

基点第二四号 北緯三七度四九分一八秒、東経一四〇度五九分八秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境）

点け 基点第二三号から九〇度の線上、基点第二三号から四、五〇〇メートルの点

点ふ 基点第二四号から九〇度の線上、基点第二四号から五、〇〇〇メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
  - なし
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - 相馬市
- 七 漁業権の存続期間
  - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他
  - 緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

- 一 公示番号 共第二十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	うに漁業	同
同	こたまがい漁業	同
同	ほつき漁業	同
同	わかめ漁業	同
同	あらめ漁業	同
同	こんぶ漁業	同
  - (二) 漁場の位置
 

相馬市原釜及び尾浜地先	同
-------------	---
  - (三) 漁場の区域
 

次の基点第二四号と、各点ふ、こ及び基点第二六号を順次に結んだ三直線と、各点ヒ、ミ、シを順次に結んだ二直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第二六号を順次に結んだ七直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第二四号 北緯三七度四九分一八秒、東経一四〇度五九分八秒（相馬市旧中村町、同市旧磯部村境）

基点第二六号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱

点ふ 基点第二四号から九〇度の線上、基点第二四号から五、〇〇〇メートルの点

点こ 基点第二六号から九〇度の線上、基点第二六号から七、〇〇〇メートルの点

点ヒ 北緯三七度四九分二六秒、東経一四〇度五八分二九秒（旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点）

点ミ 北緯三七度四九分二二秒、東経一四〇度五八分二六秒（松川浦漁港防波堤（囲堤）突端）

点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点

点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱

点ロ 点イから一三度三〇分の線上、点イから六九メートルの点

点ハ 点ロから二九五度三〇分の線上、点ロから九二メートルの点

点ニ 点ハから三五一度三〇分の線上、点ハから一五三メートルの点

点ホ 点ニから八度三〇分の線上、点ニから一〇三メートルの点

点ヘ 点ホから六度の線上、点ホから三九九メートルの点

点ト 基点第二六号から九〇度の線上、基点第二六号から一、一二〇メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
  - なし
- 四 免許予定日
  - なし

- 五 平成二十五年九月一日  
免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
相馬市原釜、尾浜及び新沼  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 七 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。

一 公示番号 共第二十五号  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	うに漁業	同
同	こたまがい漁業	同
同	ほつき漁業	同
同	わかめ漁業	同
同	あらめ漁業	同
同	こんぶ漁業	同

(二) 漁場の位置  
相馬郡新地町駒ヶ嶺地先

(三) 漁場の区域

次の基点第二六号と、各点こ、え及び基点第二七号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第二六号と、各点ト、チ、リ、ル、オ、ワ及び基点第二七号を順次に結んだ七直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第二六号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱

基点第二七号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境

点こ 基点第二六号から九〇度の線上、基点第二六号から七、〇〇〇メートルの点

点え 基点第二七号から九〇度の線上、基点第二七号から五、五〇〇メートルの点

点ト 基点第二六号から九〇度の線上、基点第二六号から一、一二〇メートルの点

点チ 点トから八度の線上、点トから二三メートルの点

点リ 点チから三三度三〇分の線上、点チから五七三メートルの点

点ル 点リから八六度の線上、点リから五四〇メートルの点

- 三 免許の制限又は条件  
なし  
点オ 点ルから七六度の線上、点ルから七六メートルの点  
点ワ 点オから三四五度の線上、点オから三八五メートルの点
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
相馬市原釜、尾浜及び新沼並びに相馬郡新地町  
漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 七 その他  
方位は、全て真方位による。

一 公示番号 共第二十六号  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	あわび漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	うに漁業	同
同	こたまがい漁業	同
同	ほつき漁業	同
同	わかめ漁業	同
同	あらめ漁業	同
同	こんぶ漁業	同

(二) 漁場の位置  
相馬郡新地町今泉、大戸浜、谷地小屋及び大字埴木崎地先

(三) 漁場の区域

次の基点第二七号と、各点え、て及び基点第二八号を順次に結んだ三直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第二七号と、各点ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、ツを順次に結んだ一二直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第二七号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱

基点第二八号 福島県と宮城県との境界標柱

点え 基点第二七号から九〇度の線上、基点第二七号から五、五〇〇メートルの点

点て 基点第二八号から九〇度の線上、基点第二八号から七、〇〇〇メートルの点

- 点ワ 点カから一六五度の線上、点カから八二五メートルの点
- (点ヨ 基点第二十七号から六八度の線上、基点第二十七号から二、〇七〇メートルの点)
- 点カ 点ヨから七六度の線上、点ヨから七六メートルの点
- 点ク 点カから七六度の線上、点カから一〇九メートルの点
- 点ケ 点クから一九度二〇分の線上、点クから五九〇メートルの点
- 点コ 点ケから一八度五〇分の線上、点ケから四五〇メートルの点
- 点サ 点コから二〇度の線上、点コから六六一メートルの点
- 点シ 点サから三四六度四〇分の線上、点サから一、〇二七メートルの点
- 点ス 点シから一九九度四〇分の線上、点シから一、二六〇メートルの点(点ヨから三度五〇分の線上、点ヨから一四六メートルの点)
- 点セ 点スから二五四度四〇分の線上、点スから一、九一六メートルの点
- 点ソ 点セから一九〇度一〇分の線上、点セから三三六メートルの点
- 点タ 点ソから一九九度の線上、点ソから三五二メートルの点
- 点ツ 点タから二〇六度四〇分の線上、点タから三七〇メートルの点(基点第二十七号から三四七度三〇分の線上、基点第二十七号から六八〇メートルの点)
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
相馬郡新地町
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 八 その他  
方位は、全て真方位による。
- 一 公示番号 共第二十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第二種共同漁業	磯魚さし網漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	底魚さし網漁業	同
同	雑魚さし網漁業	同
同	かにさし網漁業	同
同	えびさし網漁業	同
同	いわし・さば小型	一月一日から一月一五日まで

- (二) 漁場の位置  
相馬郡地先  
漁場の区域
- (三) 定置漁業  
次の基点第一七号と、各点の、及び基点第二八号を順次に結んだ三直線と、各点ヒ、ミ、ヌを順次に結んだ二直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から各点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ル、オ、ワ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びツを順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域と各点①、②、③、④、⑤及び⑥を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域
- 基点第一七号 北緯三七度三〇分四九秒、東経一四一度二分三秒の標柱(南相馬市、双葉郡浪江町境の標柱)
- 基点第二八号 福島県と宮城県との境界標柱
- 点の 基点第一七号から九〇度の線上、基点第一七号から九、〇〇〇メートルの点
- 点あ 基点第二八号から九〇度の線上、基点第二八号から一六、〇〇〇メートルの点
- 点ル 基点第二八号から九〇度の線上、基点第二八号から一六、〇〇〇メートルの点
- 点ヒ 北緯三七度四九分二六秒、東経一四〇度五八分二九秒(旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点)
- 点ミ 北緯三七度四九分二二秒、東経一四〇度五八分二六秒(松川浦漁港防波堤(囲堤)突端)
- 点ヌ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点
- 点イ 相馬市原釜字大津地内の標柱
- 点ロ 点イから一三度三〇分の線上、点イから六九メートルの点
- 点ハ 点ロから二九五度三〇分の線上、点ロから九二メートルの点
- 点ニ 点ハから三五一度三〇分の線上、点ハから一五三メートルの点
- 点ホ 点ニから八度三〇分の線上、点ニから一〇三メートルの点
- 点ヘ 点ホから六度の線上、点ホから三九九メートルの点
- 点ト 点ヘから八度三〇分の線上、点ヘから一七〇メートルの点(基点第二十六号から九〇度の線上、基点第二十六号から一、二二〇メートルの点)
- 点チ (基点第二十六号 相馬市、相馬郡新地町境の標柱)
- 点リ 点チから八度の線上、点チから二三メートルの点
- 点ル 点リから三三度三〇分の線上、点リから五七三メートルの点
- 点オ 点ルから八六度の線上、点リから五四〇メートルの点
- 点カ 点オから七六度の線上、点オから七六メートルの点
- 点ク 点カから三四五度の線上、点オから三八五メートルの点
- 点ケ 点クから三四五度の線上、点クから八二五メートルの点
- 点コ 点コから七六度の線上、点ヨから一八五メートルの点(点カから七六度の線上、点カから一〇九メートルの点)

(点ヨ) 基点第二七号から六八度の線上、基点第二七号から二、〇七〇メートルの点

(基点第二七号 相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村、同町旧新地村境の標柱)

点ケ 点クから一九度二〇分の線上、点クから五九〇メートルの点

点コ 点ケから一八度五〇分の線上、点ケから四五〇メートルの点

点サ 点コから二〇度の線上、点コから六六一メートルの点

点シ 点サから三四六度四〇分の線上、点サから一、〇二七メートルの点

点ス 点シから一九九度四〇分の線上、点シから一、二六〇メートルの点(点ヨから三度五〇分の線上、点ヨから一、四六一メートルの点)

点セ 点スから二五四度四〇分の線上、点スから一、九一六メートルの点

点ソ 点セから一九〇度一〇分の線上、点セから三六六メートルの点

点タ 点ソから一九九度の線上、点ソから三五二メートルの点

点ツ 点タから二〇六度四〇分の線上、点タから三七〇メートルの点(基点第二七号から三四七度三〇分の線上、基点第二七号から六八〇メートルの点)

点④ 基点第二〇号から三五九度五五分〇二秒の線上、基点第二〇号から四一七メートルの点

(基点第二〇号 北緯三七度四〇分一五秒、東経一四一度〇分五二秒の標柱(南相馬市原町区、同市鹿島区境の標柱))

点⑤ 点④から七六度二八分三七秒の線上、点④から一、六九三メートルの点

点⑥ 点⑤から一三八度五八分三七秒の線上、点⑤から二、〇四〇メートルの点

点⑦ 点⑥から一六三度一〇分三一秒の線上、点⑥から五三五メートルの点

点⑧ 点⑦から二二三度二八分三七秒の線上、点⑦から五〇〇メートルの点

点⑨ 点⑧から三一三度二八分三七秒の線上、点⑧から九六三メートルの点

点⑩ 点⑨から二五六度二八分三七秒の線上、点⑨から一、七四二メートルの点

三 免許の制限又は条件  
(一) 小型定置漁業については、隣接地区の定置網の設置、船舶の航行・てい泊・けい留及び他種漁業との摩擦を勘案して設置しなければならない。  
(二) 設置位置は、磯部地先一ヵ統とし、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第十二条第五項の規定により公示された水域施設を除いた区域に設置しなければならない。

(三) 操業者は、磯部地先については旧磯部漁業協同組合員である者に限る。

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、双葉郡浪江町及び同郡双葉町

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

八 その他  
緯度経度は全て世界測地系により、方位は全て真方位による。  
(水産課)

福島県告示第三百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業の免許について平成二十五年五月九日次のとおり定めた。  
平成二十五年五月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 公示番号 内共第一号(真野川)

二 免許の内容たるべき事項  
漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 ふな漁業 同  
同 うぐい漁業 同  
同 うなぎ漁業 同  
同 わかさぎ漁業 同  
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 やまめ漁業 同  
同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで

(二) 漁場の位置及び漁場の区域  
真野川本流及び支流の区域(横浦を除く。)

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
南相馬市鹿島区及び相馬郡飯館村

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 公示番号 内共第二号(新田川)

二 免許の内容たるべき事項  
漁業の種類、名称及び時期

(一) 漁業の種類、名称及び時期



- (二) 漁場の位置及び漁場の区域  
熊川本流及び支流の区域
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
双葉郡大熊町
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 公示番号 内共第六号(富岡川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 うぐい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 やまめ漁業 同  
同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域  
富岡川本流及び支流の区域(荻ダム及び毛戸ダム並びにこれに注入する河川を除く。)
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
双葉郡富岡町及び同郡川内村
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 公示番号 内共第七号(井出川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

- 第五種共同漁業 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
- 同 やまめ漁業 同
- 同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
- (二) 漁場の位置及び漁場の区域  
井出川本流及び支流の区域(清太郎川を除く。)
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
双葉郡檜葉町及び同郡川内村
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 公示番号 内共第八号(木戸川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 うぐい漁業 同  
同 うなぎ漁業 同  
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 やまめ漁業 同  
同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域  
木戸川本流及び支流の区域
- 三 免許の制限又は条件  
なし
- 四 免許予定日  
平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区  
いわき市(小川及び川前地区に限る。)、双葉郡檜葉町及び同郡川内村
- 七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第九号(夏井川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
    - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
    - 同 ふな漁業 同
    - 同 うぐい漁業 同
    - 同 うなぎ漁業 同
    - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
    - 同 やまめ漁業 同
    - 同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
    - いわき市、郡山、福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場えん堤から上流の鮫川本流及び支流のうち福島県の区域並びに鮫川本流と山田川との合流点から上流山田川の
- 三 免許の制限又は条件
  - 夏井川本流及び支流の区域(新川及び南横川を除く。)
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - いわき市、田村市(滝根地区に限る。)、石川郡平田村(鴉子及び九生滝地区に限る。)
- 七 漁業権の存続期間
  - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 公示番号 内共第十号(鮫川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
    - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
    - 同 ふな漁業 同
    - 同 うぐい漁業 同
    - 同 うなぎ漁業 同
    - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
    - 同 やまめ漁業 同
    - 同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
    - いわき市、郡山、福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場えん堤から上流の鮫川本流及び支流のうち福島県の区域並びに鮫川本流と山田川との合流点から上流山田川の

- 区域
- 三 免許の制限又は条件
  - なし
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - いわき市、東白川郡塙町(那倉及び片貝地区に限る。)、同郡鮫川村(青生野及び渡瀬地区を除く。)
- 七 漁業権の存続期間
  - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 一 公示番号 内共第十一号(阿武隈川)
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
    - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
    - 同 ふな漁業 同
    - 同 うぐい漁業 同
    - 同 うなぎ漁業 同
    - 同 わかさぎ漁業 同
    - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
    - 同 やまめ漁業 同
    - 同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
    - 福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域(竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダムえん堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。)
- 三 免許の制限又は条件
  - なし
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - 福島市、郡山市(湖南地区を除く。)、白河市、須賀川市、二本松市、田村市(都路地区を除く。)、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達



郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村（湯本地区を除く。）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 公示番号 内共第十二号（久慈川）  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 うぐい漁業 同  
同 やまめ漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 あゆ漁業 六月一日から二月三十一日まで

(二) 漁場の位置及び漁場の区域  
福島及び茨城県境から上流の久慈川本流及び支流の区域（矢沢川、大内沢川、関沢川、根子屋川及び大草川ダムえん堤から上流の大草川を除く。）

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
東白川郡棚倉町、同郡埴町、同郡矢祭町及び同郡鮫川村（青生野及び渡瀬地区に限る。）

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 公示番号 内共第十三号（猪苗代湖）  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 ふな漁業 同  
同 うぐい漁業 同  
同 うなぎ漁業 同  
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 やまめ漁業 同

(二) 漁場の位置及び漁場の区域  
猪苗代湖及びこれに注入する河川の区域（秋元湖放水路との合流点から上流の長瀬川、長瀬川と酸川との合流点から上流高森川との合流点までの酸川（支流を除く。）中ノ沢、小塚川、硫黄川及び琵琶沢を除く。）

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
会津若松市（河東及び湊地区に限る。）、郡山市（湖南地区に限る。）、耶麻郡磐梯町及び同郡猪苗代町

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 公示番号 内共第十四号（秋元湖）  
二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期  
漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期  
第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで  
同 ふな漁業 同  
同 うぐい漁業 同  
同 わかさぎ漁業 同  
同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで  
同 やまめ漁業 同

(二) 漁場の位置及び漁場の区域  
秋元湖及びこれに注入する河川の区域

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日  
平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間  
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区  
耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町

七 漁業権の存続期間  
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第十五号（小野川湖）
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
    - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
    - 同 ふな漁業 同
    - 同 うぐい漁業 同
    - 同 うなぎ漁業 同
    - 同 わかさぎ漁業 同
    - 同 いわな漁業 同
    - 同 やまめ漁業 同
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
- 三 免許の制限又は条件
  - (一) 漁場の位置及び漁場の区域
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
  - (二) 小野川湖及びこれに注入する河川の区域（皆原湖、長峰水門から小野川湖に至る水路、狐鷹森水門から大沢川との合流点までの水路及び大沢川を除く。）
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - 耶麻郡北塩原村
- 七 漁業権の存続期間
  - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第十八号（阿賀川・日橋川）
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
    - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
    - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から二月三十一日まで
    - 同 ふな漁業 同
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
- 三 免許の制限又は条件
  - (一) 漁場の位置及び漁場の区域
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
  - (二) 福島及び新潟県境から上流の豊実湖、上野尻湖、山郷湖及びこれに注入する河川の区域（勾沢及び滑沢を除く。）
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
    - 同 同
- 四 免許予定日
  - 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間
  - 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区
  - 喜多方市（高郷地区に限る。）及び耶麻郡西会津町
- 七 漁業権の存続期間
  - 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

同	うぐい漁業	同
同	わかさぎ漁業	同
同	いwana漁業	四月一日から九月三〇日まで
同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から一二月三一日まで
(二) 漁場の位置及び漁場の区域		
喜多方市内新郷発電所えん堤から上流の次に掲げる阿賀川本流及び支流の区域		
阿賀川は、次に掲げる点アと点イを結んだ線から下流の本流及び支流の区域(濁川は、大平沼を除く。)		
点ア	阿賀川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点	
点イ	阿賀川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点	
只見川は、会津坂下町地内片門発電所えん堤から下流の本流及び支流の区域		
日橋川は、喜多方市地内金川発電所放水路との合流点から下流の本流及び支流の区域		
宮川は、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から下流の本流及び支流の区域		
湯川は、次に掲げる点ウと点エを結んだ線から下流の本流及び支流(瀬川は、会津若松市地内高畑えん堤から下流。)		
点ウ	湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点	
点エ	湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点	
三 免許の制限又は条件		
なし		
四 免許予定日		
平成二十五年九月一日		
五 免許の申請期間		
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで		
六 関係地区		
会津若松市(河東地区に限る。)、喜多方市、耶麻郡北塩原村、河沼郡会津坂下町及び同郡湯川村		
七 漁業権の存続期間		
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
一 公示番号 内共第十九号(大川)		
二 免許の内容たるべき事項		
(一) 漁業の種類、名称及び時期		
同	漁業の種類	漁業の名称
同	第五種共同漁業	うぐい漁業
同		うなぎ漁業
同		わかさぎ漁業
同		いwana漁業
同		漁業の時期
同		一月一日から一二月三一日まで
同		同
同		四月一日から九月三〇日まで

同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から一二月三一日まで
(二) 漁場の位置及び漁場の区域		
次に掲げる点アと点イを結んだ下流基線から点ウと点エを結んだ上流基線までの大川本流及び支流の区域、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から上流の宮川本流及び支流の区域並びに次に掲げる点オと点カを結んだ線から上流の湯川本流及び支流(瀬川は、会津若松市地内高畑えん堤から上流。)		
点ア	大川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点	
点イ	大川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点	
点ウ	大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱	
点エ	大川右岸下郷町代字中飯山地内の標柱	
点オ	湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点	
点カ	湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点	
三 免許の制限又は条件		
なし		
四 免許予定日		
平成二十五年九月一日		
五 免許の申請期間		
平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで		
六 関係地区		
会津若松市(河東地区を除く。)、南会津郡下郷町、河沼郡会津坂下町及び大沼郡会津美里町		
七 漁業権の存続期間		
平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで		
一 公示番号 内共第二十号(大川)		
二 免許の内容たるべき事項		
(一) 漁業の種類、名称及び時期		
同	漁業の種類	漁業の名称
同	第五種共同漁業	こい漁業
同		うぐい漁業
同		わかさぎ漁業
同		いwana漁業
同		やまめ漁業
同		あゆ漁業
同		漁業の時期
同		一月一日から一二月三一日まで
同		同
同		四月一日から九月三〇日まで
同		同
同		六月一日から一二月三一日まで
(二) 漁場の位置及び漁場の区域		
次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の大川本流及び支流の区域(板小屋川、板小屋川と鶴沼川との合流点から上流の鶴沼川及び大内ダムえん堤から上流の小野川を除く。)		

- 一 公示番号 内共第二十一号（只見川）
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	ふな漁業	同
同	うぐい漁業	同
同	いわな漁業	四月一日から九月三〇日まで
同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
 

片門湖、柳津湖、宮下湖、上田湖、本名湖及びこれに注入する河川の区域（柳津町地内只見線御殿場鉄橋から上流の八坂野川、不動川と銀山川との合流点から上流の銀山川及び金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川を除く。）
- 三 免許の制限又は条件 なし
- 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区 関係地区
- 七 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第二十二号（沼沢湖）
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	ひめます漁業	四月一日から九月三〇日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
 

沼沢湖及びこれに注入する河川の区域
- 三 免許の制限又は条件 なし
- 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区 大沼郡金山町
- 七 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第二十三号（野尻川）
- 二 免許の内容たるべき事項
  - (一) 漁業の種類、名称及び時期
 

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	うぐい漁業	一月一日から二月三十一日まで
同	いわな漁業	四月一日から九月三〇日まで
同	やまめ漁業	同
同	あゆ漁業	六月一日から二月三十一日まで
  - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
 

金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川本流及び支流の区域
- 三 免許の制限又は条件 なし
- 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
- 五 免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
- 六 関係地区 大沼郡金山町及び同郡昭和村
- 七 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

- 一 公示番号 内共第二十四号（只見川）
  - 二 免許の内容たるべき事項
    - (一) 漁業の種類、名称及び時期
      - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで
      - 同 うぐい漁業 同
      - 同 わかさぎ漁業 同
      - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
      - 同 やまめ漁業 同
    - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
      - 滝湖、只見湖、田子倉湖及びこれに注入する河川の区域（伊南川及び大鳥発電所えん堤から上流の只見川を除く。）
  - 三 免許の制限又は条件 なし
  - 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
  - 五 免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
  - 六 関係地区 南会津郡只見町及び大沼郡金山町
  - 七 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 
- 一 公示番号 内共第二十五号（伊南川）
  - 二 免許の内容たるべき事項
    - (一) 漁業の種類、名称及び時期
      - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第五種共同漁業 うぐい漁業 一月一日から十二月三十一日まで
      - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
      - 同 やまめ漁業 同
      - 同 あゆ漁業 六月一日から十二月三十一日まで
    - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
      - 伊南川本流及び支流の区域（南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川及び長浜沢を除く。）
  - 三 免許の制限又は条件 なし
  - 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
  - 五 免許の申請期間

- 六 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
  - 七 関係地区 南会津郡南会津町（田島地区を除く。）及び同郡只見町
  - 八 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 
- 一 公示番号 内共第二十六号（檜枝岐川・只見川）
  - 二 免許の内容たるべき事項
    - (一) 漁業の種類、名称及び時期
      - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第五種共同漁業 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
      - 同 やまめ漁業 同
    - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
      - 南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川本流及び支流の区域並びに只見川の支流のうち大津岐川、トクサ沢、広沢、高石沢及び大江川の区域
  - 三 免許の制限又は条件 なし
  - 四 免許予定日 平成二十五年九月一日
  - 五 免許の申請期間 平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで
  - 六 関係地区 南会津郡檜枝岐村
  - 七 漁業権の存続期間 平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 
- 一 公示番号 内共第二十七号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）
  - 二 免許の内容たるべき事項
    - (一) 漁業の種類、名称及び時期
      - 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
      - 第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで
      - 同 ふな漁業 同
      - 同 うぐい漁業 同
      - 同 わかさぎ漁業 同
      - 同 いわな漁業 四月一日から九月三〇日まで
      - 同 やまめ漁業 同
    - (二) 漁場の位置及び漁場の区域
      - 只見町地内大鳥発電所えん堤から次に掲げる基点甲と点アとを結ぶ線までの只見川本流のうち福島県の区域（袖沢と只見川との合流点から奥只見発電所えん堤上流

五〇メートルの線までの区域を除く。）並びに只見川支流袖沢及び片貝沢の区域

基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸）

点ア 基点甲から一〇度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区

福島県南会津郡檜枝岐村、同郡只見町及び新潟県魚沼市（湯之谷地区に限る。）

七 漁業権の存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

一 公示番号 内共第二十八号（尾瀬沼・沼尻川）

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

第五種共同漁業 いわな漁業 漁業の時期

同 やまめ漁業 同 四月一日から九月一四日まで

(二) 漁場の位置及び漁場の区域

次に掲げる基点甲と点アとを結ぶ線から上流の沼尻川及び尾瀬沼の区域

基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸）

点ア 基点甲から一〇度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点

三 免許の制限又は条件  
なし

四 免許予定日

平成二十五年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十五年五月十七日から平成二十五年六月三十日まで

六 関係地区

福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村

七 漁業権の存続期間

平成二十五年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

(水産課)